スケートボードパークが完成

市内の子どもたちをはじめ、年齢を問わず多くの市民が新しいスポーツで活躍できる公共スポーツ施設として、男山レクリエーションセンターにて整備を進めてきたスケートボードパークが令和4年3月31日に完成しました。使用方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

▼設置場所　男山レクリエーションセンター（八幡大谷85の21）
▼使用時間　午前9時～午後5時（5月～9月は午後6時まで）
▼休園日　年末年始（12月29日～1月3日）と毎月第2月曜日（第2月曜日が休日の場合は、その翌日以降の日で休日でない日）
▼使用料金　無料
※大会やスクール等での使用は有料（事前申込が必要）。
▼使用方法
❶使用者登録申請書をセンター管理事務所に提出
※使用者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要。また、使用者が6歳未満の場合は、保護者同伴のうえ、申請してください。
※申請時は身分証明書（運転免許証、健康保険証、学生証など）を提示してください。
❷使用者登録済証を発行
❸管理事務所で使用受付、およびリストバンドを貸与
❹使用後はリストバンドを管理事務所に返却
▼その他
・利用の際は、使用者登録済証を携帯し、リストバンドを着用してください。
・安全のためヘルメットは必ず着用してください。
・利用者が6歳未満の場合は、保護者の付き添いが必要です。
・怪我や事故等に備え、保険等への加入に努めてください。
・「八幡市男山レクリエーションセンタースケートボードパーク使用規則」を守って使用してください。

問道路河川課（☎983-5302）

市民委員を募集

市民の皆さんから広く意見を募るため、次のとおり市民委員を募集します。

八幡市総合計画検討懇談会

第5次八幡市総合計画
「将来都市像」

住んでよし、訪れてよし
Smart Wellness City,
Smart Welcoming City
Yawata City
みんなで創って好きになる
健やかで心豊かに暮らせるまち

平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とする八幡市のまちづくりの指針である「第5次八幡市総合計画」の策定から約4年が経過しました。

この間に社会・経済環境は大きく変化しており、時代の潮流や新たなニーズを反映した「第5次八幡市総合計画後期基本計画」を策定いたします。

そこで、意見をいただく「八幡市総合計画検討懇談会」を設置するため、この懇談会に参加していただく委員を募集します。

▼対象者　市内在住・在勤・在学で、満75歳未満の人
▼任期　委嘱日から約1年
※平日の昼間に年5回程度の開催を予定。
▼募集人数　2人程度
▼応募方法　「第5次八幡市総合計画の将来都市像の実現に向けて」をテーマとした800字以内の小論文に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入のうえ、4月15日（金）までに政策推進課へ郵送（〒614・8501　市役所政策推進課〈住所不要〉）または持参

八幡市行財政検討審議会

持続可能な行財政運営を進めるため、第7次行財政改革の取り組みを進めていますが、令和3年度で計画期間が終了します。

新たな計画を策定するにあたり「八幡市行財政検討審議会」を令和4年5月に設置します。市民との協働による簡素で効率的・効果的な行財政運営を進めるため、審議に参加いただく委員を募集します。

▼対象者　市内在住・在勤・在学で、満75歳未満の人
▼任期　委嘱日から約1年
※審議会は原則、平日の昼間（半日）の開催を予定。
▼募集人数　若干名
▼応募方法　「八幡市に求める行財政改革について」をテーマとした800字以内の小論文に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入のうえ、4月15日（金）までに政策推進課へ郵送（〒614・8501　市役所政策推進課〈住所不要〉）または持参

※市が設置している他の審議会等の市民公募委員は対象外です。
※選考方法は小論文で行いますが、提出いただいた小論文は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

問政策推進課（☎983-1014）

臨時特別給付金

■令和3年度
子育て世帯への臨時特別給付金

給付金の申請期限は4月15日（金）です。令和4年3月31日までに生まれた新生児を養育される人など要件に該当される人は、忘れずにご申請ください。
※申請書類等詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。
問子育て支援課（☎983-1112）

＊

■住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金

住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり現金10万円を支給します。

❶令和3年度
住民税均等割非課税世帯
該当する見込みの世帯には、申請書類（確認書）を送付しています。
令和4年2月3日に確認書を発送した世帯の返送期限は5月2日（月）まで。給付を希望する人は必要事項を記入の上、忘れずにご返送ください。

❷家計急変世帯（要申請）
新型コロナの影響で家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった場合も対象となります。詳しくはお問い合わせください。

申請期限　9月30日（金）まで
問住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター（☎983-1515、平日午前9時30分～午後4時30分）